

京都市観光駐車場施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第250号

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条中「市長は」を「指定管理者は」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「駐車料」を「駐車料金」に改め、同条中「第2条の4」を「第6条」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「市長」を「指定管理者」に、「普通駐車料」を「普通駐車料金」に、「の駐車料」を「の駐車料金」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に、「特別駐車料」を「特別駐車料金」に改める。

第8条第2項及び第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第9条第1項中「前条」を「第7条第2項」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項及び第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第3条第3項」を「第7条第3項」に改め、同条第4項前段中「駐車料」を「駐車料金」に改め、同項後段中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第5項中「駐車料」を「駐車料金」に改める。

別表1中「普通駐車料」を「普通駐車料金」に改め、同表1備考以外の部分中「駐車料」を「駐車料金」に改め、同表2中「特別駐車料」を「特別駐車料金」に改め、同表2備考以外の部分中「駐車料」を「駐車料金」に改める。

第1号様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に改める。

第8号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に、「京都市長」を「指定管理者」

に、「第8条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第9号様式、第10号様式及び第11号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(建設局管理部建設総務課)